

納税猶予を受けるための手続

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

(1) 贈与税の納税猶予についての手続

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 平成30年1月1日以降の贈与について適用することができます。

都道府県庁

承継計画の策定

- 会社を作成し、認定支援機関(商工会、商工会議所、金融機関、税理士等)が所見を記載。
※「承継計画」は、当該会社の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。
※認定支援機関であれば、顧問税理士でも所見を記載できます。
- 平成35年3月31日まで提出可能。
※平成35年3月31日までに相続・贈与を行う場合、相続・贈与後に承継計画を提出することも可能。

贈与の実行

認定申請

- 贈与の翌年1月15日までに申請。
- 承継計画を添付。

税務署へ申告

- 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
- 相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その旨を明記

税務署

申告期限後5年間

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出(年1回)。
- 税務署へ「継続届出書」を提出(年1回)。

5年経過後実績報告

- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定支援機関から指導・助言を受ける。

6年目以降

- 税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回)。

都道府県庁
税務署

認定支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。(平成30年2月末時点で27,811機関。うち、金融機関489機関、税理士18,727者)

納税猶予を受けるための手続

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

(2) 相続税の納税猶予についての手続

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 平成30年1月1日以降の相続について適用することができます。

都道府県庁

承継計画の策定

- 会社が作成し、認定支援機関(商工会、商工会議所、金融機関、税理士等)が所見を記載。
※「承継計画」は、当該会社の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。
※認定支援機関であれば、顧問税理士でも所見を記載できます。
- 平成35年3月31日まで提出可能。
※平成35年3月31日までに相続・贈与を行う場合、相続・贈与後に承継計画を提出することも可能。

相続の開始

認定申請

- 相続の開始後8ヶ月以内に申請。
- 承継計画を添付。

税務署

税務署へ申告

- 認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。

税務署

都道府県庁

申告期限後5年間

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出(年1回)。
- 税務署へ「継続届出書」を提出(年1回)。

5年経過後実績報告

- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定支援機関から指導・助言を受ける。

6年目以降

- 税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回)。

認定支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。(平成30年2月末時点で27,811機関。うち、金融機関489機関、税理士18,727者)